

(資料4)

自治会員減少課題検討専門委員会規約

(適用)

第1条 本規約は、自治会規約第6章第26条の専門委員会として設置された「自治会員減少課題検討専門委員会」の活動に対して適用する。

(設立の目的)

第2条 本委員会は、単年度単位の自治会役員では検討・解決が難しい「自治会員減少による各種課題の検討」を行うことを目的に設立する。

(性格)

第3条 本委員会は、きよみ野西自治会活動のいかなる事項に対しても、議決権を持たない諮問機関である。

(構成)

第4条 本委員会は、きよみ野西自治会の会員であり、かつ、①過去の自治会役員経験者②当年度の役員から選出された者③本委員会による推薦者 のいずれかを満たすものを委員とし、構成する。

(役員及び任期)

第5条 本委員会は、次に掲げる役職を置きその任務を執行する。

役職	人員	役割
代表幹事	1~2名	本委員会を代表して会務を統括する
幹事	数名	代表幹事を補佐し第5条に定める活動を遂行する。
会計	数名	委員会の金銭管理を担当する。
自治会役員	2名程度	当年度のきよみ野西自治会会长（または会長が指名した役職長） および、総務長（または会長が指名した役員）

2 代表幹事は、第4条の委員の互選により選任する。

3 代表幹事は、活動遂行に必要な幹事数名を第4条の委員の承認を得て任命する。

4 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(活動)

第6条 本委員会は、第2条に定める目的を達成するために各組織の連携・協調を図り、次に掲げる活動を計画実施する。

(1) 役員選任に関する検討（単年度役員の負担軽減および意欲ある会員の採用など）。

(2) 自治会加入率の向上。

(3) 自治会員および非自治会員の不公平感の解消。

(4) 加入率の違いによるブロック・班の不公平感の解消。

(5) その他第2条に定める目的を達成するために必要とされる活動。

2 本委員会で検討した内容を自治会に対し提言を行う。提言は、提言書にまとめ自治会に提出するか、役員会に参加し提言を行うものとする。

(委員会の開催)

第7条 本委員会は、原則として隔月に1回定例会を開催する。第4条に定める構成員は、定例会に出席するものとする。また、原則として年度始め、年度の中間、年度末に開催する。但し、代表幹事が必要と認めた場合又は各委員より開催の要請があった場合には適宜招集することができる。

2 代表幹事が必要と認める場合には、役員以外の者を出席させる事ができる。

(経費の処理)

第8条 本委員会の活動に必要な基本経費については、専門委員会の運営及び助成金に関する細則をもって処理する。

2 本委員会の活動費は、年度初めに自治会より受領し、会計報告書を2月末までに自治会に提出する。

(規約の改廃)

第9条 本規約の改廃にあたっては、第3条によって選出された委員の過半数の賛成を得た後、その案を役員会に提出し、その承認を得て改廃できるものとする。

付則

本規約の制定・改定履歴

(1) 2020年 3月 1日制定